

# 平成 26 年 第 10 回 農業委員会総会

日 時 平成 26 年 10 月 28 日 (火) 午後 3 時

場 所 J A おきなわ糸満支店

## 【出席委員】

会長 国吉真昭	代理 大城茂治	1 番 宮里良淳	2 番 百次仁一
3 番 仲西栄二	4 番 大城誠常	5 番 山城学	6 番 島當道広
7 番 新垣芳隆	8 番 玉城信榮	9 番 徳元加栄	10 番 賀数宏
11 番 玉城秀則	12 番 大小堀旭	13 番 具志堅繁光	14 番 長嶺功
15 番 友利一彦	16 番 金城勲	17 番 大城えり子	
・	20 番 玉城正智	21 番 金城早苗	22 番 伊敷幸栄

## 【欠席委員】

18 番 大本秀子 19 番 眞榮里保

## 【職務のために出席した職員】

新垣康徳 兼城浩康 国吉孝

## 【議事録署名人】

3 番 仲西栄二 4 番 大城誠常

## 【議事録日程】

日程第 1 議案第 40 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について  
日程第 2 議案第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 42 号 買受適格証明願いについて  
日程第 4 議案第 43 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

## 平成 26 年 第 10 回 総会 議事録

事務局	<p>時間になりましたので、総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、18 番大本秀子委員、19 番眞榮里保委員から欠席の連絡がありました。過半数以上の委員が出席されていますので、総会は成立しています。それでは会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>みなさんこんにちは。委員のメンバーも半分以上が変わりまして新しい第 15 期の委員が決定したということで糸満市の農業委員として皆さんと頑張っていきたいと思ひます。まず会議の前に、10 月 15 日(水)に行われた県の臨時総会のご報告をさせていただきます。沖縄県農業会議会長が読谷村の山内さん、副会長に南風原町の神里さんが選出されました。沖縄県農業委員常任会議委員是那覇市の嘉数さん、豊見城市の瀬長さん、八重瀬町の伊仲さん、南大東村の儀間さんに決定しました。続きまして本日、南部地区農業委員会会長会第 1 回臨時総会が午前 11 時から八重瀬町でありました。臨時総会では、平成 26 年南部地区農業委員会会長会視察研修および第 32 回南部地区市町村農業委員会親善スポーツ大会について話し合いました。会長会視察研修が 11 月 13 日(木)に八重瀬町で開催することが決定しました。そして 11 月 14 日に南部地区農業委員会研修会が具志頭農村改善センターで行われることが決定しました。また、平成 27 年会長会研修が南大東村で行われることになりました。それでは、第 10 回農業委員会の議事を進めていきたいと思ひます。本日の議事録署名委員を、3 番の仲西栄二委員、4 番の大城誠常委員よろしくお願ひします。次回調査委員は、4 番大城誠常委員、5 番山城学委員、6 番島當道広委員です。以上です。</p> <p><b>【議題の宣言】</b></p> <p>本日の議題は、</p> <p>日程第 1 議案第 40 号 農地法第 3 条第 1 項による許可申請 10 件</p> <p>日程第 2 議案第 41 号 農地法第 5 条第 1 項による許可申請 2 件</p> <p>日程第 3 議案第 42 号 買受適格証明願ひについて 1 件</p> <p>日程第 4 議案第 43 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 9 件</p> <p><b>【議題の審議】</b></p>
会長	<p>それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 40 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 10 件を議題とします。事務局の説明の後、委員の皆さんの質疑応答をお願ひします。それでは事務局お願ひします。</p>

事務局	<p>はい。それでは2ページをお開きください。農地法3条に係る許可申請です。それでは説明させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明（一部内容省略）</p> <p>1番は座波の1筆で3年間の賃貸借権の設定です。2番は、阿波根の1筆で贈与による所有権移転です。3番は与座の1筆で5年間の賃貸借権の設定です。4番は真栄里の1筆で贈与による所有権移転です。5番は喜屋武の1筆で5年間の賃貸借権の設定です。次3ページをお開きください。6番、7番は譲受人が同一に関連しております。6番は真栄平の1筆で、3年間の使用貸借です。7番は真栄平の1筆で、3年間の使用貸借です。8番、9番、10番は譲受人が同一に関連しております。8番は国吉の1筆で贈与による所有権移転です。9番は国吉の1筆で5年間の使用貸借権の設定です。10番は国吉の4筆で5年間の使用貸借権の設定です。以上です。</p>
会長	<p>では、事務局からの説明をふまえて委員の皆さんのご意見等よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>解除条件付きというのはどういう意味ですか。</p>
事務局	<p>毎事業年度の終了後3か月以内に農地の利用状況の報告書を農業委員会に提出するという条件です。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>それでは、議案第40号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、次に日程第2議案第41号農地法第5条第1</p>

事務局	<p>項の規定による許可申請について2件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。</p> <p>はい、それでは5ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p>議案書を読み上げて説明（一部内容省略）</p> <p>1番は、米須の1筆で、第1種農地で一般住宅への転用となっています。2番は、真栄里の3筆で、第2種農地で一般住宅への転用です。以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。では、議案第41号の案件につきまして、本日の調査員のご意見、調査報告等をお願いします。</p>
委員	<p>みなさん、こんにちは。本日の調査は、1番宮里良淳委員、2番百次仁一委員、私(仲西栄二委員)の3名が担当しました。まず、7ページの航空写真をご覧ください。こちらは、農地区分が第1種ということで原則転用は難しい所ですが、住宅地に隣接することから不許可の例外規定に該当するので問題ないと3人の意見は一致しました。次に9ページをご覧ください。こちらは農地区分が第2種になっており、現況と登記が畑となっていますが現地調査した結果、住宅地に面しているので問題ないと判断しました。以上が私たち3名の見解です。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>はい、ご苦労様でした。調査員の説明が終わりましたので、委員のみなさんのご意見ご質問をよろしくをお願いします。</p>
委員	<p>はい、5ページの1番に交換とありますが、土地はどういう交換なのか説明をお願いします。</p>

事務局	本人から添付書類で土地契約交換書が添えてあり、宅地で面積が 320 m <sup>2</sup> での土地との交換となっています。
委員	わかりました。
会長	他にございませんか。
委員	はい。2 番の譲り受け人の住所が埼玉県とありますがどういうことか詳しくお願いします。
事務局	住宅の完成に間に合わせて引っ越してくるということです。
委員	わかりました。
会長	他にございませんか。
委員	特になし。
会長	それでは議案 41 号について議案通り決定してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 42 号買受適格証明願いについて 1 件を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>はい。それでは10ページをお開きください。議案第42号事業の買受適格証明願いについて1件あります。読み上げて意見を求めたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明（内容省略）</p>
会長	<p>では説明が終わりましので、ご意見、ご質問をよろしくお願ひします。</p>
委員	<p>備考欄に合26-宜野1とありますがどういう意味ですか。</p>
事務局	<p>宜野湾市の公売物件の番号です。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>他に意見などはございませんか。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>では、議案第42号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、次に進みます。議案第43号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について9筆を議題とします。それでは、事務局より説明お願ひします。</p>
事務局	<p>はい。それでは12ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。</p>

議案書を読み上げて説明（一部内容省略）

26-49 から説明致します。新垣の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定で、新規就農です。26-50 は米須の 1 筆で 10 年間の使用貸借権の設定です。野菜の規模拡大ということです。26-51 は、名城の 3 筆で 10 年間の使用貸借権の設定です。花卉の規模拡大です。次 13 ページをお開きください。26-52 は福地の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定、野菜の新規就農となっています。26-53 は、福地の 1 筆で 5 年間の貸借権の設定です。26-54 は福地の 1 筆で 5 年間の貸借権の設定で、野菜の新規就農です。次 14 ページをお開きください。26-55 は阿波根の 1 筆で 10 年間の使用貸借権の設定です。野菜の新規就農となっています。26-56、26-57 は座波の一筆で 10 年間の貸借権の設定で、農協を介しての設定であります。野菜の規模拡大です。26-58 は福地の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定です。以上です。

会長

はい。では事務局からの説明が終わりましたので、ご意見、ご質問をよろしく願います。

委員

特になし。

会長

それでは、議案第 43 号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

以上で本日の総会を終了いたします。来月の総会は 11 月 25 日(火)となっております。では、来月もよろしく願います。ご協力ありがとうございました。

議事録署名人

3 番 仲西栄二

4 番 大城誠常